

最高裁秘書第 5547 号

令和元年 11 月 22 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 11 月 15 日に答申（令和元年度（情）答申第 16 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（情）諮問第 4 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年6月13日（令和元年度（情）諮詢第4号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（情）答申第16号）

件名：特定の裁判官の事件記録等の紛失に関して名古屋地方裁判所が作成し、又は取得した文書の不開示判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

特定の裁判官が特定日に事件記録等を紛失したことに関して作成し、又は取得した文書の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が平成31年3月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の裁判官が特定日に事件記録等を紛失したことはマスコミ報道された事実であることからすれば、原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）の全部が不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示の申出に係る文書は、特定の裁判官が事件記録等を紛失した件に関して作成し、又は取得した文書であるところ、本件対象文書には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に相当する個人識別情報が記載されている。また、本件対象文書の中には、法人等に対する調査結果等が記載されたものがあり、公になると、法人等の具体的な業務に関する情報が明らかとなるなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがあるものがある（法5条2号イ）。

加えて、一般的に、事件記録を紛失した場合には、人事上の措置を検討する蓋然性が高く、事件記録の紛失に関する調査等に係る文書に記載された情報は、全てが一体として人事上の措置を検討する資料となり得る。このため、本件対象文書の内容を一部でも明らかにすると、人事上の措置の検討に関する調査手法及び調査結果等が明らかとなり、関係者等から正確な事実関係が確認できなくなるなど、今後的人事管理に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号ニ）。

2 さらに、本件対象文書の中に、公になると、報道機関における取材活動の内容が明らかになるなど、個々の報道機関の取材活動の存在、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損なうおそれがある情報が全て一体として記載された文書があり、この文書に記載された情報を一部でも公にすると、裁判所の広報事務の遂行を困難にする可能性がある（法5条6号柱書）。

3 よって、本件対象文書に記載されている情報は、全体として法5条1号、2号イ並びに6号柱書及び同号ニに定める不開示情報に相当する。

4 なお、特定の裁判官が特定日に事件記録等を紛失した事実は報道されているが、同事実に関して裁判所から何らかの対応をした場合でも、報道機関の責任において当該報道がされたにとどまるのであって、裁判所が上記事実について報道機関に対応したからといって、裁判所として公表したと整理することはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書は、特定の裁判官が特定日に事件記録等を紛失した件について、関係者や法人等に対する調査内容等が記載されているもの及び報道機関からの取材対応等に関する記載があるものであることが認められる。

本件対象文書のうち関係者や法人等に対する調査内容等が記載されているものについては、その記載内容を踏まえれば、それぞれ法5条1号に規定する個人識別情報又は同条2号イに規定する法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当すると認められる。加えて、事件記録等が裁判事務において極めて重要であり、その取扱いが裁判官の職務の遂行に密接に関わることからすれば、事件記録等を紛失した場合には人事上の措置を検討する蓋然性が高く、その調査等に係る文書に記載された情報は全てが一体として人事上の措置を検討する資料となり得るため、同文書の内容を一部でも明らかにすると、人事上の措置の検討に関する調査手法及び調査結果等が明らかとなり、関係者等から正確な事実関係が確認できなくなるなど、今後的人事管理に支障を及ぼすおそれがある（同条6号ニ）という最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、本件対象文書のうち報道機関からの取材対応等に関する記載については、その記載内容を踏まえれば、これを公にすると、個々の報道機関における取材活動の存在や内容が明らかになるなどし、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所の信頼関係を大きく損なうおそれがあり、同文書に記載された情報を一部でも公にすると、裁判所の広報事務の遂行を困難にする可能性があると認められる（同号柱書）。

この点について、苦情申出人は、特定の裁判官が特定日に事件記録等を紛失したことは報道されており、本件対象文書の全部が不開示情報に相当するとはいえない旨主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、当該

報道は、報道機関がした各自の取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたものにとどまるものと認められ、このことも踏まえれば、苦情申出人の主張は上記判断に影響するものではない。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条1号及び2号イ並びに6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条1号及び2号イ並びに6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人